



持続可能な世界をめざし、ジェンダー*平等を実現しよう

SDGs(持続可能な開発目標)とは

最近、『SDGs』という言葉を目にする機会が多くなってきました。SDGsとは、2015年の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴールと169のターゲットから構成されています。今回はそのゴールの一つ『ジェンダー平等の実現』についてご紹介します。

『ジェンダー平等を実現しよう』

ゴール達成の目標には、発展途上国の状況を改善するものだけではなく、先進国自身が取り組むべき目標があります。ゴール達成に向けた目標をピックアップしてご紹介します。

- 性的に利用することを含め、女性や女の子を売り買いするなど、すべての女性や女の子へのあらゆる暴力をなくす。
- 公共のサービスや制度、家庭内の役割分担などを通じて、お金が支払われない家庭内の子育て、介護や家事などは、お金が支払われる仕事と同じくらい大切な「仕事」であるということを確認評価する。
- 政治や経済、社会の中でのあらゆる場において何かを決めるときに、女性も男性と同じように参加したり、リーダーになる機会を確保する。



SDGs「ジェンダー平等」のアイコン

果たして日本は、これらの目標を達成していると言えるでしょうか？

大きな企業では、各企業が**取り組む**ゴールを掲げ、CMなどで取り上げていることがあります。市内でも工事現場などで請負業者が取り組んでいるSDGsのアイコンを見かけることがありますので、機会がありましたらご覧になってみてください！

※ジェンダーとは、社会的・文化的につくられる性別のこと

問い合わせ

企画課

男女共同参画担当(名寄庁舎3階)

☎01654③2111(内線3313)

✉ny-mwkyodo@city.nayoro.lg.jp

名寄市消費生活セミナー・風連瑞生大学公開講座のご案内

私たちの生活に役立つ新しい民法!

～身近なケースに基づいて新しい民法を解説します～

名寄市

消費生活センター通信

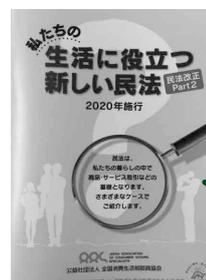
問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575

生活に関わる契約に関する基本的ルール「民法」が令和2年4月から改正されました。また、民法には財産がどのように継承されるかなどのルールが定められています。私たちの生活に欠かせない基本的ルールを一緒に学び、活用することで幸せな生活が送れます。より良い未来を迎えるために、菊地弁護士のお話を一緒に聞いてみませんか。

- 【とき】 1月27日(水) 10:30~12:00
- 【ところ】 ふうれん地域交流センター 2階 大ホール
- 【講師】 名寄ひまわり基金法律事務所 所長 菊地 顕太 氏
- 【対象】 どなたでも参加できます
- 【申し込み】 先着順・新北海道スタイルに基づき入場制限します
- 【申込期限】 1月22日(金)
※申込時はお名前と連絡先をお伝えください
- 【申込先】 名寄風連公民館
☎:01655③2620
FAX:01655③2321
- 【共催】 名寄市消費生活センター
名寄市風連公民館



講師：菊地 顕太 氏



参加者には「民法改正 Part 2」プレゼント!